

雨水については、道路へ流出しないよう開発区域内で処理する。
所沢市は必要に応じて公共施設工事の確認ができる。また、申請者が所沢市に工事の確認を求めることができる。

3 道路後退・道路拡幅について

開発区域に接する道路が、「所沢市生活道路拡幅整備要綱」に該当する路線の場合、申請者は建設総務課と協議する。

開発区域に接する道路が、所沢市の道路拡幅整備計画路線に該当する場合、申請者は道路建設課と協議する。

開発行為に伴う道路後退・拡幅用地について、申請者は所沢市に寄附を行う。

開発行為に伴う道路後退・拡幅をする場合、後退・拡幅用地及び申請地側の道路内にある電柱類は道路外へ移設する。

開発行為に伴う道路後退・拡幅がない場合であっても、開発行為により既設の電柱類が交通の安全上、支障があると道路管理者が判断した場合は、道路外へ移設する。

協議事項

1 帰属先・管理者について

新設公共施設

種別	道路	
概要	所在	所沢市
	幅員	m
	延長	m
	面積	m ²
管理者	所沢市	
帰属先	所沢市	

既存公共施設

該当するものがなければ削除してください。

種別	道路	
概要	所在	所沢市
	幅員	m
	延長	m
	面積	m ²
管理者	申請者	
帰属先	申請者	

2 設計・施工について

道路構造については、所沢市道路の構造の技術的基準等を定める条例及び所沢市移動等円滑化のために必要な道路構造に関する基準を定める条例による設計とし、舗装はアスファルトとする。

申請者は、新設道路が既存の公道と接続する箇所及び新設道路同士が交差する箇所には、交通安全を確保するため、車両の停止や減速を促す法定外表示等（指導停止線及びドット線等）を設置する。なお、具体的な設置箇所や仕様については所轄警察署と協議を行い、その指導に基づき決定する。

申請者は、新設道路に、おおむね延長20mごとに道路照明灯を設置する。道路照明灯は、原則として電柱共架式とし、仕様は10VAまたは20VAのLED照明灯で所沢市指定のものとする。

申請者は、道路照明灯の設置に際して、所沢市街灯管理札の取り付けや管理台帳の作成等、所沢市が指定した手続きを行う。

工事の途中で事業を中止した場合、申請者は責任をもって公共施設の復元を行う。
新設道路内には電柱を設置しない。

所沢市は必要に応じて新設道路工事の確認ができる。また、申請者が所沢市に工事の確認を求めることができる。

道路境界の境界標はコンクリート杭を設置する。設置が困難な場合は建設総務課と協議する。

3 公共施設の引継ぎについて

申請者は、完了検査時まで電柱移設等も含めてすべての道路整備の施工を完了する。

申請者は、完了検査時まで帰属予定の道路部分について分筆登記を行う。

完了検査に合格した公共施設は、所沢市の指定した図書を添えて所沢市へ引継ぐ。

公共施設用地の帰属に係る一切の登記関係書類は申請者が作成し、所有権移転登記は所沢市が行う。

申請者は、所沢市に帰属予定の公共施設用地について所有権以外の全ての権利（抵当権等）を抹消しておく。

4 引継後の公共施設補修について

公共施設に支障があった場合の補修については、都市計画法第36条第3項の公告の日の翌日から1年間は申請者が行い、それ以降は所沢市が行う。

5 その他の協議事項

申請者及び土地所有者は、新設公共施設との境界について同意する。

新設公共施設が、申請者及び土地所有者以外の者が所有する土地に接する場合、申請者は、その土地の所有者から境界についての同意を得る。

以上について所沢市と申請者は合意した。

締結日 年 月 日

道路管理者 所沢市

所沢市長 小野塚 勝俊 印

申請者 住 所又は所在地
氏 名又は名称
連絡先

土地所有者 住 所又は所在地 申請者と同じ場合は削除してください
氏 名又は名称
連絡先

代理者 住 所又は所在地
氏 名又は名称
連絡先

3 2 条同意及び協議書の添付図面リスト

- 1 案内図
- 2 公図
- 3 道路境界確定図又は境界確定証明書の写し
- 4 新設道路求積図
- 5 新設道路境界図（マワリケン・タスキ・座標入り）
- 6 新設道路縦横断図
- 7 土地利用計画図
- 8 給排水計画図
- 9 構造図（道路内の浸透柵や浸透井等）
- 1 0 現況写真（開発区域に接する道路）
- 1 1 現況写真撮影位置図

上記以外に図面等の提出を求める場合があります。

3 2 条同意及び協議書作成・提出時の注意事項

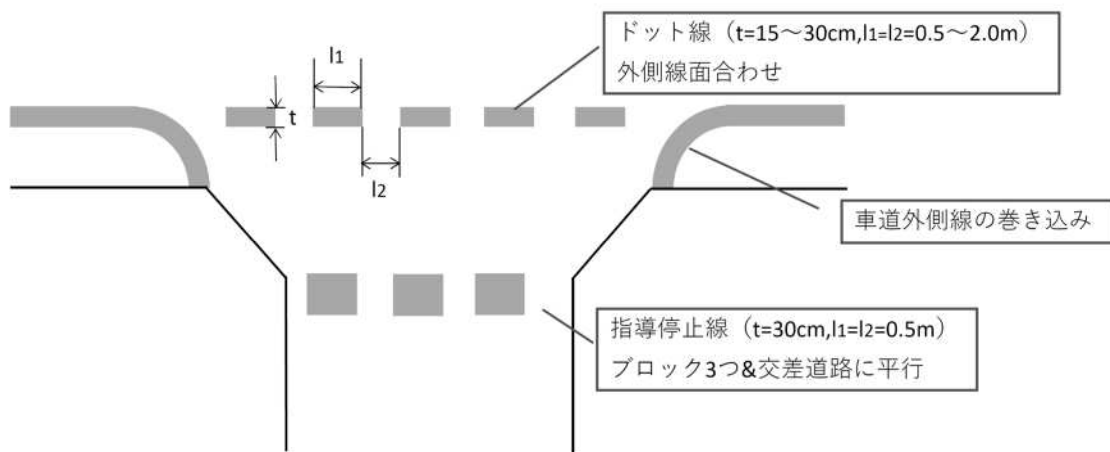
- 1 あらかじめ関係各課（道路維持課・道路建設課・建設総務課等）と協議の上、正副 2 通を提出してください。
- 2 同意及び協議書には、見開き部分の内側にまたがるように契印をお願いします。（申請者・代理者等すべて）添付図面には不要です。
- 3 開発区域面積・接道延長については、道路後退後の面積・延長を記載してください。
- 4 開発行為内容については、「宅地分譲」等、開発行為の内容を記載してください。
- 5 新設公共施設が複数ある場合は、次のように分けて記載してください。

（例）通り抜けのある道路 1（帰属あり）と、行き止まりの道路 2（帰属なし）を新設する場合。

新設公共施設

種別	道路 1		種別	道路 2	
概要	所在	所沢市	概要	所在	所沢市
	幅員	m		幅員	m
	延長	m		延長	m
	面積	m ²		面積	m ²
管理者	所沢市		管理者	申請者	
帰属先	所沢市		帰属先	申請者	

- 6 既存公共施設の欄は、開発事業区域に市道や認定外道路を取り込む場合に記載します。該当しない場合は削除してください。
- 7 道路照明灯について、土地利用計画図に設置箇所及び灯数を記載してください。
- 8 法定外表示等は「埼玉県道路設計の手引き（第 8 章交通安全施設）」に基づいた対応をお願いします。新たな法定外表示等については事前に所轄警察署との協議のうえ進めてください。



[優先関係が明確な交差点の処理の例]

- 9 同意及び協議書の締結には、通常7日～10日程度を要します。年末年始やゴールデンウィーク等は、さらに期間を要しますので、余裕をもって提出してください。

(図面リスト、注意事項のページは同意及び協議書に添付しないでください。)